

第13章 WTO/TBT協定と国際標準

本資料は、経済産業省委託事業である
「平成18年度基準認証研究開発事業
(標準化に関する研修・教育プログラムの開発)」
の成果である。

制作日:2007年10月1日
制作:和田野 晋
(標準講義時間 90分)

- 1 WTO/TBT協定が制定された経緯を理解する。
- 2 協定の内容を理解する。
- 3 協定の制定にともなう、ISO及びIECの対応を理解する。
- 4 協定の制定にともなう、我が国の取組みを理解する。
- 5 協定の適正化のための、我が国の対応を理解する。

- 1 WTO とは
- 2 WTO 協定
- 3 WTO/TBT協定
- 4 ISO及びIEC の対応
- 5 我が国の対応
- 6 WTO/TBT 協定の3年見直し

まとめ

演習問題 (A・B)

参考資料

1 WTO とは ①

1.1 GATT から WTO へ

1948年 = GATT (General Agreement on Tariffs and Trade : 関税と貿易に関する一般協定), 誕生

1995年 = WTO (World Trade Organization : 世界貿易機構), 設立

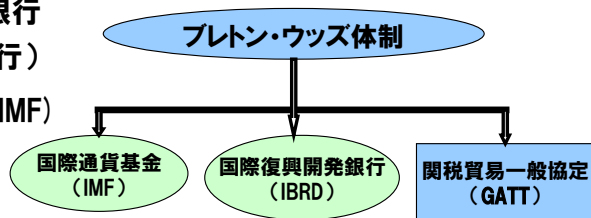
1.2 GATT の誕生の背景

1.2.1 保護貿易と第二次世界大戦の反省

1.2.2 ブレトン・ウッズ体制とGATTの誕生

1945年: 国際復興開発銀行 (IBRD) (通称: 世界銀行)

1947年: 国際通貨基金 (IMF)



WTO/TBT 協定と国際標準 4

p.4

◆解説

1 WTOとは

1.1 GATTからWTOへ

1948年, 貿易に関する基本的な国際ルールとしてガット [関税と貿易に関する一般協定: General Agreement on Tariffs and Trade (GATT)] が誕生した。そして1995年, GATTのルールを大幅に拡充させて世界貿易機構 [World Trade Organization (WTO)] が設立された。

1.2 GATTの誕生の背景

1.2.1 保護貿易と第二次世界大戦の反省

1930年代の世界的な不況の際, 多くの国が, 関税引き上げ, 貿易数量制限, 為替制限などの貿易障壁を設けて, 自国の産業を保護しようとした。しかし, その結果, 世界全体の貿易秩序が混乱し, 世界経済全体がますます不安定なものとなった。これが第二次世界大戦の一因になったことが指摘されている。

すでに第二次世界大戦中にも, 連合国の間では, 戦争の惨禍を避けて世界平和を確立するためには世界諸国民の経済的繁栄, 雇用の拡大, 生産水準の向上が必要であり, そのためには自由で円滑な貿易の発展が必要であるという考えが生まれ, 第二次世界大戦後, この考えを実現するための枠組み作りが始められた。

1.2.2 ブレトン・ウッズ体制とGATTの誕生

1944年に米国のブレトン・ウッズで開催された会議に基づき, 1945年には国際復興開発銀行 (IBRD, 通称: 世界銀行) が, 1947年には国際通貨基金 (IMF) が誕生し, 金融面から国際経済を支える枠組みが発足した。

続いて各国は, 貿易面から国際経済を支える枠組みとして, GATTを締結し, 1948年より, 貿易に関する国際的な枠組みとしてGATT体制を機能させることにした。このGATT体制が戦後の国際貿易を支えてきた。

◆参考資料

1) 外務省ホームページ (外交政策 / WTO基礎データ),
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/gatt/i.html>)

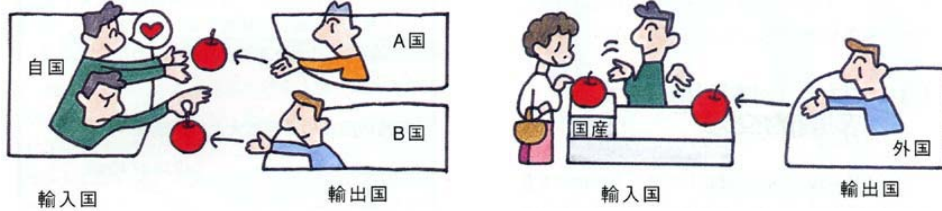
1 WTO とは ②

1.3 GATT の基本原則

1.3.1 貿易制限措置の削減

- 貿易制限措置を関税に置き換え、その他の措置を原則的に禁止
- 各国の交渉により関税を徐々に引き下げ、より自由な貿易を可能に

1.3.2 貿易の無差別待遇



最恵国待遇

ある国に対して貿易上最も有利な待遇を与えた場合、他の国にも同じ待遇を与えなければならないという原則

内国民待遇

輸入品にのみ不利な措置をとることを禁止する

p.5

◆解説

1.3 GATTの基本原則

1.3.1 貿易制限措置の削減

貿易を制限する措置には、関税のほかにも輸入の禁止や数量制限など様々な措置があるが、GATTはこれらの貿易制限措置を関税に置き換えることとして、その他の措置を原則的に禁止した。その上で、各国の交渉により関税を徐々に引き下げていくことにより、より自由な貿易を可能にしようとした。

1.3.2 貿易の無差別待遇(最恵国待遇, 内国民待遇)

GATTのルールでは、例えば、ある国に対して関税率を引き下げた場合、すべての国に対しても同様に関税率を引き下げなければならない。このように、ある国に対して貿易上最も有利な待遇を与えた場合、他の国にも同じ待遇を与えなければならないという原則を「最恵国待遇(MFN待遇)」の原則という。

図において、例えば、りんごをA国とB国から輸入する場合、A国に提示した待遇と同様のものをB国に対しても与えなければ、最恵国待遇違反となることを示している。

また、GATTのルールは、例えば、国内製品には安い国内税を課す一方で、同種の輸入品には高い国内税を課すような差別待遇を禁止している。このように、外国の産品にも国内産品と同様の待遇を与える(輸入品にのみ不利な措置をとることを禁止する)という原則を「内国民待遇」の原則という。

図において、例えば、りんごを輸入する場合、国内産のものと外国からの輸入品を差別せず、同様の待遇を与えなければ、内国民待遇違反となることを示している。

この両者の原則により、貿易に関する差別待遇を撤廃し、より自由な貿易を可能にしようとしている。

◆参考資料

- 1) 外務省ホームページ(外交政策/WTO基礎データ),
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/gatt/i.html>)

1 WTO とは ③

1.4 GATT 体制の強化と WTO の誕生

- ・ 貿易交渉を重ねることによるGATT体制の強化
- ・ 国際貿易を巡る環境の変化に対応のため、ウルグアイ・ラウンド交渉結果、WTO の設立(1995年)

1.4.1 GATT 体制における多角的交渉

過去8度の多角的交渉によるGATT体制の強化

1.4.2 GATT 体制の強化の必要性和 WTO の設立

- ・ 非関税措置に対する対応
(各国の関税低下の反面、非関税措置による保護貿易)
- ・ 新たな分野への対応
(国際ルールのなかった、サービス貿易、貿易と知的所有権の関係)
- ・ 紛争処理機能の強化
(貿易に関する国際紛争の数の増加とその内容の複雑化)

WTO/TBT 協定と国際標準 6

p.6

◆解説

1.4 GATT体制の強化とWTOの誕生 1948年に発足したGATT体制はその後、貿易交渉を重ねることにより強化されてきた。そして、国際貿易を巡る環境の変化に対応するため、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、WTOという新たな国際機関を設立することになった。

1.4.1 GATT体制における多角的交渉 GATT締約国は過去8度にわたり、集中的に多角的交渉(締約国が集まって関税引き下げ等の自由化を進めるために行う交渉)を行ってきた。初期の交渉では、もっぱら締約国の関税引き下げが対象であったが、次第に、GATTを補完する貿易ルールの必要性が論じられるようになった。ケネディ・ラウンドではダンピング防止協定が定められ、東京ラウンドでは、現在のWTO協定の原型ともいべき、10種類の貿易ルールが策定された。こうしてGATT体制は次第に強化されていった。

1.4.2 GATT体制の強化の必要性和WTOの設立 このように強化されてきたGATT体制であるが、その後の世界経済の変化に伴い様々な問題が生じ、貿易ルールの拡大など大幅な体制強化の必要が生じてきた。

・ **非関税措置に対する対応** 数次の関税引き下げ交渉の結果、各国の関税が次第に低下してきたが、その代わり、非関税措置による保護貿易が問題視されるようになった。GATTにおいて、非関税措置は原則として関税に置き換えられるようになっていたが、例外も多くルールが必ずしも十分ではなかった。

・ **新たな分野への対応** GATTのルールは物品の貿易を対象にしていたが、戦後の世界経済において第三次産業(サービス産業)の比重が増加したのに伴い、これまで国際ルールのなかったサービス貿易に対しても何らかのルールを策定する必要が生じた。

また、貿易と知的所有権の関係など、従来のGATTのルールにない分野の重要性が高まった。このように、戦後経済の構造変化により、GATT体制は新たな分野への対応を迫られるようになった。

・ **紛争処理機能の強化** 世界の貿易が活発になるのに伴い、貿易に関する国際紛争の数も増加し、その内容も複雑になってきた。GATT体制においても紛争処理に関するルールがあるが、より効率的で実効性のある紛争解決ルールが求められるようになってきた。

このようなGATT体制強化の要請に応え、ウルグアイ・ラウンドの結果、GATTを拡大発展させる形で新たな貿易ルール(WTO協定)を作るとともに、このルールを運営する国際機関(WTO)を設立することが決定し、1995年1月1日にWTOが設立された。

◆参考資料

- 1) 外務省ホームページ(外交政策/WTO基礎データ),
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/gatt/i.html>)

1 WTO とは ④

1.5 GATT Standard Code (1980)

「[ガット・スタンダードコード](#)」は、「東京ラウンド」における、非関税措置の軽減・廃止及び国際的規律の作成についての交渉として、作成された協定の一つ。A～F項からなり、規格及び認証制度について次のとおり規定。

B 規格の立案、制定及び適用

- ・ 貿易障害とならないような規格の立案、制定及び適用
- ・ 規格制定の際は、国際規格に準拠
- ・ 国際規格がない場合で国際貿易に著しい影響を及ぼす恐れのある規格を制定する際の事前公告
- ・ 規格の公表。

D 認証制度の作成及び適用

- ・ 貿易障害とならないような認証制度規格の立案及び作成
- ・ 認証制度の証票受領について内国民待遇を許可
- ・ 認証制度を制定の、事前通告、ガット通報及び関係者との討議
- ・ 認証制度の規則の公表

WTO/TBT 協定と国際標準 7

p.7

◆解説

1.5 GATT Standard Code (1980)

現在のWTOの前身であるGATTの「東京ラウンド(多角的貿易交渉)」における、非関税措置の軽減・廃止及び国際的規律の作成についての交渉として、八つの協定が作成された。その中の一つである「GATT・スタンダードコード (GATT Standards Code)」の概要は次のとおりである。

スタンダードコードは、各国の規格及び認証制度が貿易に対する不必要な障害にならないようにすることを目的とし、規格及び認証制度における内国民待遇及び無差別待遇の許与、情報の公表、開発途上国に対する援助、紛争解決等について定めている。

協定は、次の6つの項目を定めている。

A 目的 新協定は、各国の規格及び認証制度が貿易に対する不必要な障害にならないようにすることを主な目的とし、規格及び認証制度における内国民待遇及び無差別適待遇の許与、情報の公表、開発途上国に対する援助、紛争解決等について定めている。

B 規格の立案、制定及び適用 (スライドに記載のとおり)

C 検査

- ・ 検査条件、手続き等について内国民待遇及び無差別適待遇を許与する。
- ・ 可能な場合、外国の機関による検査結果等を受け入れる。

D 認証制度の作成及び適用 (スライドに記載のとおり)

E 情報提供及び技術援助

- ・ 情報を提供する照会所を設置する。
- ・ 他の国、特に開発途上国に対し、規格及び認証制度に関する助言あるいは相互に合意する条件による技術援助等を行う。

F 開発途上国 一定期間、協定上の義務の全部あるいは一部の免除等を認める。

◆参考資料

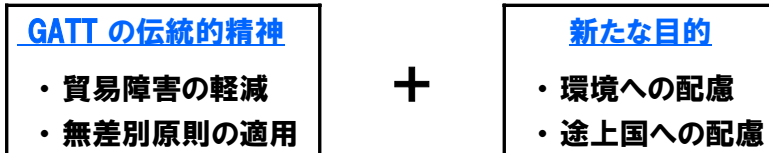
- 1) 外務省資料:東京ラウンド交渉と諸協定の受諾状況
(http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g341/341_c.pdf)

2 WTO 協定 ①

2.1 WTO の基本目的

「生活水準の向上, 安全雇用の確保, 高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加, 資源の完全利用, 物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」

WTO協定は次の考え方で組み立てられている。



p.8

◆解説

2 WTO 協定

2.1 WTO の基本目的

WTO協定の目的は、WTO設立協定前文にあるとおり、「生活水準の向上, 完全雇用の確保, 高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加, 資源の完全利用, 物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」であり、一言で言えば、市場経済原則によって世界経済の発展を図ることである。

WTO協定は、この目的に寄与すべく、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際貿易関係における差別待遇を廃止する」ための相互的かつ互恵的な取極を締結するため協定するとされている。ここに示されるように、国際貿易に市場経済原理を及ぼすために、**貿易障壁の軽減及び無差別原則の適用**という二つの考え方に基づいて組み立てられているのがWTO協定であると言ってよい。

以上の考え方は、旧カット前文から変わることなくWTOに引き継がれたGATTの伝統的精神であるが、WTOではその後の変化をふまえて2つの目的が付け加えられた。

第一に環境への配慮であり、「経済開発の水準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること」である。

第二は、途上国への配慮であり、「開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため積極的に努力する必要があること」を考慮すべきとされたことである。WTO協定は、GATT創設時よりもはるかに加盟国数が多く、かつ一括受諾方式が条件とされるなど、途上国の利益をより配慮する必要があったことがその背景にある。

◆参考資料

1) 経済産業省資料:「2002年版 不正貿易報告書(資料編, 1.WTO協定の概要)」

(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/wto_kvoteigaiyou.pdf#search)

2 WTO 協定 ②

2.1.1 WTO 協定の基本原則

- ① 最恵国待遇原則
- ② 内国民待遇原則
- ③ 数量制限の一般的廃止の原則
- ④ 合法的な国内産業保護手段としての関税に関する原則

2.1.2 基本原則に対する例外

例外規定が必要とされる、主な理由

- ・ 一定の合理性のある例外措置(例:セーフガード)
- ・ 各国の経済の発展段階の応じたハンディキャップ

p.9

◆解説

2.1.1 WTO 協定の基本原則

WTO協定は、貿易障壁の軽減と無差別原則といった考え方に立脚しており、これらの考え方は、次のようなWTOの基本原則に具体化されている。

- ① **最恵国待遇原則** (Most - Favoured - Nation - Treatment = MFN原則) ガット第1条は輸出入の際の関税等について、いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない旨定めている。
- ② **内国民待遇原則** (Nation Treatment) ガット第3条は、輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない旨義務付けている。
- ③ **数量制限の一般的廃止の原則** ガット第11条は、「加盟国は関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」とし、数量制限の一般的廃止を規定している。
- ④ **合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則** ガットは通商規制の手段として関税のみを容認した上で、関税交渉を通して品目ごとに漸進的に関税引下げを行うことを目指している。

2.1.2 基本原則に対する例外

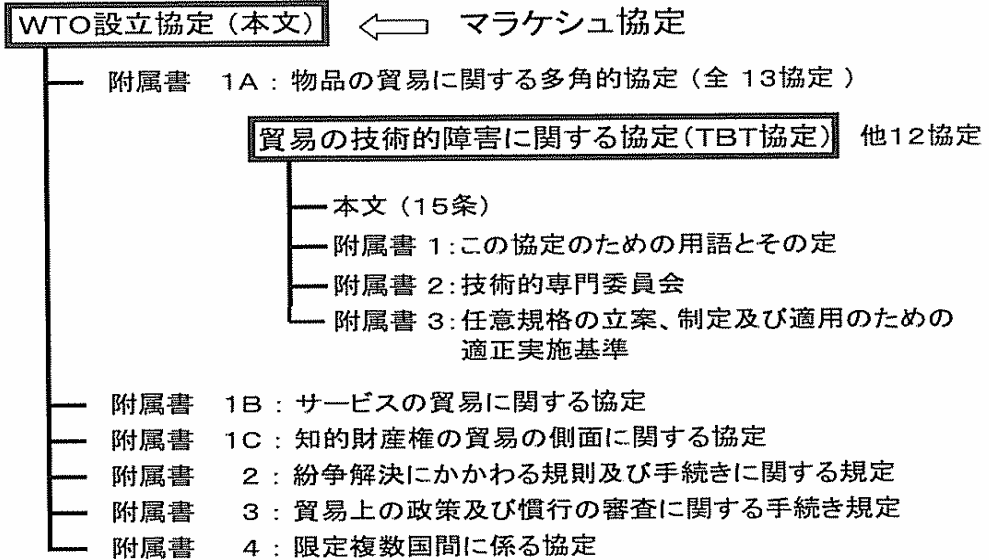
WTO協定は、上記の基本原則及びそれぞれの原則に対する重要な例外規定も定めている。これらの例外規定が必要とされる主な理由を2つ挙げるならば、**第一に**、ルールに基づいて運営される多角的貿易体制を維持するため、むしろ一定の合理性がある例外的な措置については、所定の要件を満たすことを条件に許容する必要があることである。この観点からGATT/WTO協定では、他国の貿易行為に対してその効果を相殺する措置をとる必要のある場合等(例:セーフガード)に基本原則からの例外を許容する規定を置いている。**第二に**、各国の経済の発展段階に応じてハンディキャップを設ける必要があることである。この観点からWTO協定では、前述のとおり関税による国内産業保護を許容するだけでなく、規律に対する様々な途上国例外も設けている。これらを受けて、WTO協定には多数の例外規定が存在し、複雑な構造となっている。

◆参考資料

- 1) 経済産業省資料:「2002年版 不公正貿易報告書(資料編, 1.WTO協定の概要)」
(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/wto_kyoteigaiyou.pdf#search)

2 WTO 協定 ③

2.2 WTO 協定(WTO 設立協定及びその附属協定)一覧



WTO/TBT 協定と国際標準 10

p.10

◆解説

いわゆる「WTO協定」とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(通称:WTO設立協定)」及びその附属書(1~4)に含まれている協定の集合体である。

注記 モロッコのマラケシュにおいて1994年(平成6年)4月に成立したので、マラケシュ協定という。

附属書1~3については、WTO設立協定と不可分の一部を成しており、一括受諾の対象とされている。つまり、WTO加盟国となるためには、WTO設立協定と附属書1~3の全てを受諾しなければならない。

附属書4については、一括受諾の対象ではなく、WTO加盟国であってもこれらの協定を受諾しなければならない義務はない。これらの協定は受諾国の間でのみ効力を有する。

1947年に作成された、「関税及び貿易に関する一般協定(通称:1947年のGATT)」は、WTO協定 附属書1A(A)「1994年の関税及び貿易に関する一般協定(通称:1994年のGATT)」の一部として新たに生まれ変わり、現在に至っている。

このプログラムの主題である、TBT協定(Agreement on Technical Barriers to Trade)は、附属書1Aに属している[附属書1A(E)]。

◆参考資料

1) 外務省ホームページ(外交政策/経済/WTO基礎データ),
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/2-a.html>)

3 WTO/TBT 協定 ①

3.1 TBT協定の基本的考え方と意義

(TBT協定:Agreement on Technical Barriers to Trade)

TBT 協定は、本文及び次の三つの附属書からなる。

- ・ 附属書1 この協定のための用語及びその定義
- ・ 附属書2 技術専門委員会
- ・ 附属書3 任意規格の立案、制定及び適用のための適性実施基準

協定の基本理念：

国際貿易において、工業製品等の規格や、その規格の適合性を評価する手続きが、不要な貿易障害を起こさないようにすること。

目的：

- ・ 強制規格、任意規格や適合性評価手続きの策定における透明性の確保
- ・ 国際規格や国際的ガイドを基礎とすることにより国際的な調和を進め、貿易障害としての基準・認証制度の可能な限りの低減

WTO/TBT 協定と国際標準 11

p.11

◆解説

3 WTO/TBT協定

3.1 TBT協定の基本的考え方と意義

前述のとおり、WTO設立協定の附属書1A:物品の貿易に関する多角的協定は、全13協定からなり、その一つがTBT協定(Agreement on Technical Barriers to Trade)である。

TBT協定は、次に示す、本文及び三つの附属書からなる。

本文

- ・ 一般協定(第1条)
- ・ 強制規格及び任意規格(第2条～第4条)
- ・ 強制規格及び任意規格への適合(第5条～第9条)
- ・ 情報及び援助(第10条～第12条)
- ・ 機関、協議及び紛争解決(第13条～第14条)
- ・ 最終規定(第15条)

附属書1 この協定のための用語及びその定義

附属書2 技術専門委員会

附属書3 任意規格の立案、制定及び適用のための適性実施基準

この協定の基本理念は、国際貿易において、工業製品等の規格や、その規格の適合性を評価する手続きが、不要な貿易障害を起こさないようにすることである。

TBT協定は、強制規格、任意規格や適合性評価手続きの策定における透明性を確保し、また、国際規格や国際的ガイドを基礎とすることにより国際的な調和を進め、その結果として、貿易障害としての基準・認証制度を可能な限り低減することを目的としている。

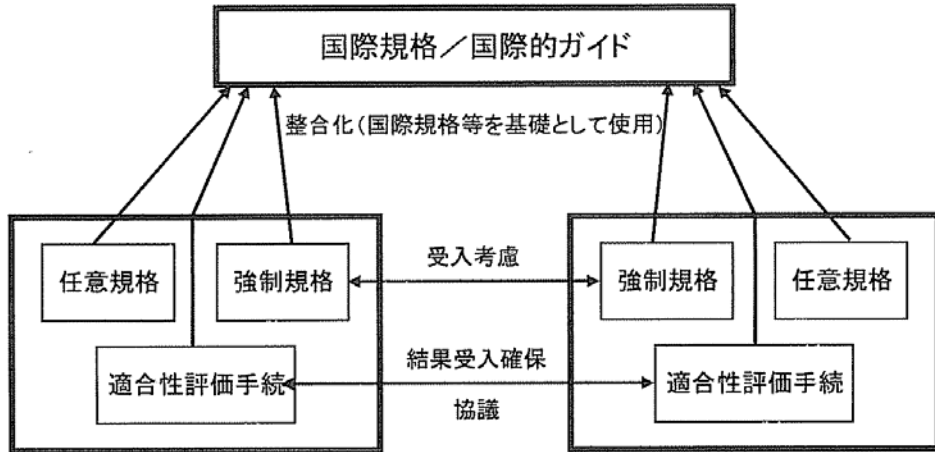
◆参考資料

- 1) JISCホームページ(一般・共通/国際協議・協力/TBT協定について)、
(<http://www.iisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>)

3 WTO/TBT 協定 ②

3.2 TBT協定の概要

3.2.1 基本的構造



(出所:JISC(一般・共通／国際協議・協力／TBT協定について) <http://www.jisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>)

p.12

◆解説

3.2 TBT協定の概要

3.2.1 基本的構造

TBT協定は、工業製品等の各国の規格及び規格への適合性評価手続き(規格・基準認証制度)が不必要な貿易障害とならないよう、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則、規格作成の透明性の確保を定めている。

加盟国に対して、強制規格、任意規格、適合性評価手続について、その運用に関しては内国民待遇・最恵国待遇の付与、制定については国際規格やガイドを基礎として制定すること及び必要な公告手続きを行い、他の加盟国等の意見を受け付けること等を義務づけている。

また、強制規格及び適合性評価手続の結果については、他国のものが自国のものと異なる場合においても、それらが同等であると認められる場合において、受入れることについて規定している。

他方、発展途上国については、技術援助、例外措置を広範に許容している。

◆参考資料

- 1) JISCホームページ(一般・共通／国際協議・協力／TBT協定について),
(<http://www.jisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>)

3 WTO/TBT 協定 ③

3.2.2 強制規格に関する規定

- ・ 輸入産品への MFN 待遇及び内国民待遇の付与
- ・ 貿易制限は、正当目的のための必要最低限のものに限定
- ・ 強制規格が必要な場合、国際規格を基礎として用いる
- ・ 他国の強制規格の受入についての積極的な考慮
- ・ 関連する国際規格が存在しない場合又は技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、規格案が貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときの、とるべき措置（出版物への公告、WTO事務局への事前通知等）

を規定。

p.13

◆解説

3.2.2 強制規格に関する規定

輸入産品について内国民待遇及びMFN待遇を付与すべきこと(条文2.1)、強制規格は、正当目的(安全保障、詐欺的行為の防止、安全、気候、基本的な技術上の問題等)のために必要である以上に貿易制限的でないこと(条文2.2)、強制規格が必要な場合は国際規格を基礎として用いること(条文2.4)等を義務づけている。

また、他国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合においても、他国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う旨規定している(条文2.4)。

また、他国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合においても、他国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う旨規定している(条文2.7)。

さらに、関連する国際規格が存在しない場合又は技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときのとるべき措置(出版物への公告、WTO事務局への事前通知等)を規定している。

強制規格案が国際規格に適合していない場合において、WTO事務局への事前の通報等を義務づけている(条文2.9.2)。

◆参考資料

- 1) JISCホームページ(一般・共通/国際協議・協力/TBT協定について),
(<http://www.iisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>)

3 WTO/TBT 協定 ④

3.2.3 任意規格に関する規定

適正実施規準(CGP:Code of Good Practice)の受け入れ, 遵守

- 貿易の障害となるような規格制定を回避
- **国際規格を基礎とした任意規格の制定**
- 国際規格制定への積極的参画
- 規格制定に関する作業計画を少なくとも6か月に1回公表
- ISO/IEC情報センターに作業計画の存在を通報
- 規格制定前には, 少なくとも60日の意見受付期間を設置

3.2.4 適合性評価手続きに関する規定

- 国際標準化機関が定める指針又は勧告の基礎としての使用
- 指針, 勧告がない場合の措置(WTO事務局への事前通知等)
- 海外の認証機関による適合性評価手続きの結果の受入れ
- 加盟国間での相互承認(Mutual Recognition)の奨励

WTO/TBT 協定と国際標準 14

p.14

◆解説

3.2.3 任意規格に関する規定

加盟国が, 自らの中央政府機関が適正実施基準を受入れ, 遵守することを確保するとともに, 非政府機関についてもその受入れ及び遵守を確保するために利用する妥当な措置をとるべき旨を規定している(条文4.1)。

3.2.3.1 適正実施規準

適正実施規準(CGP:Code of Good Practice)は, TBT協定附属書3に規定されており, 標準化機関(政府, 非政府を問わないWTO加盟国の全標準化団体)が任意規格を立案, 制定する場合に遵守すべき事項を規定している(事前公告義務等)。

3.2.3.2 JISにおける実施例

JISC(事務局:経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット)は, ホームページ, 通商弘報, 経済産業公報, 標準化ジャーナル等を利用して, JIS作成に関しての透明性を確保している。

3.2.4 適合性評価手続に関する規定

加盟国が行う強制規格及び任意規格に対する適合性評価手続について, 国際標準化機関(International Standardizing Bodies)の定める指針(Guides)又は勧告(Recommendations)を基礎として用いることを義務づけている(5.4)。

また, 適合性評価手続案が国際指針等に適合していない場合において, WTO事務局への事前の通報等を義務づけている(5.6)。

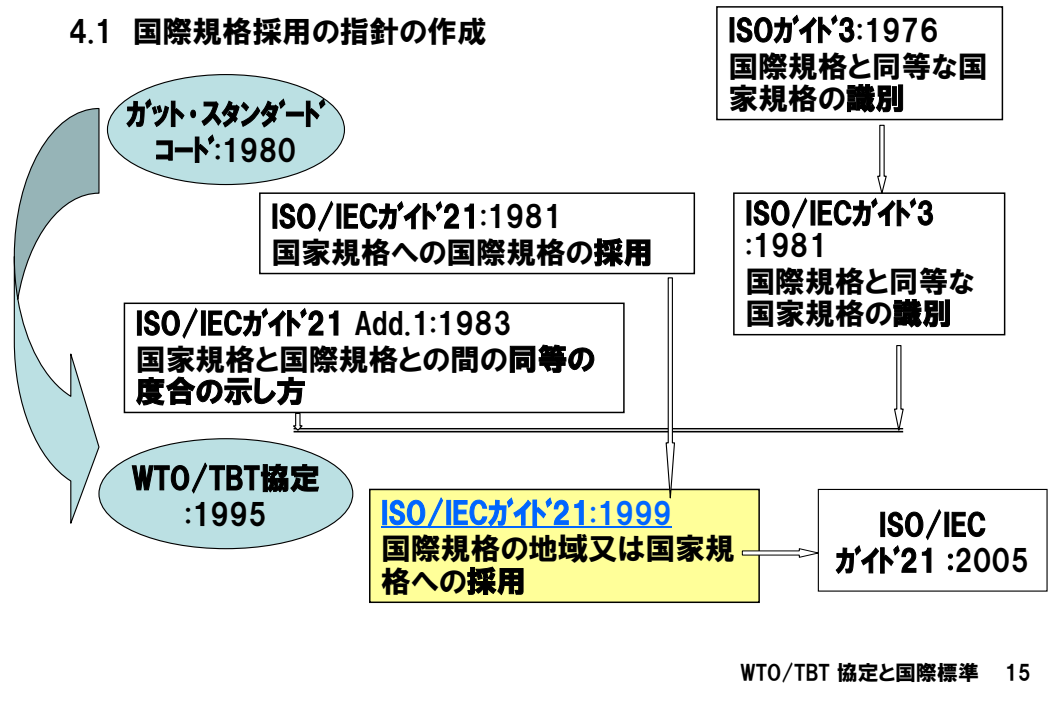
さらに, 加盟国に対し, 国際標準化機関の定める指針又は勧告に従い認定(Accreditation)等を受けた海外の認証機関(Conformity Assessment Bodies)については, 十分な技術的能力があると認め, 可能なときはその適合性評価手続の結果の受入れ確保を義務づけている(条文6.1)。また, 加盟国間で, 適合性評価手続の結果の相互承認(Mutual Recognition)交渉を行うことを奨励している(条文6.3)。

◆参考資料

- 1) JISCホームページ(一般・共通/国際協議・協力/TBT協定について),
(<http://www.iisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>)

4 ISO及びIEC の対応 ①

4.1 国際規格採用の指針の作成



WTO/TBT 協定と国際標準 15

p.15

◆解説

4 ISO/IECの対応

4.1 国際規格採用の指針の作成

規格及び認証制度が貿易に及ぼす障害を軽減するために、GATTのスタンダードコード(貿易の技術的障害に関する協定)の施行(1980年)により、各国が国際規格を採用する機会が増加することになった。そこで、ISOは、IECと共同して、ISO/IEC Guide 3、Guide 21及びGuide 21補遺を発行した。

これらのガイド群に基づき、国際規格の採用が世界各国で実施された。我が国においても、国際整合化作業の基礎としてこのガイド群に従って作業が実施され、かつ、これらのガイド群は、1995年のWTO/TBT協定の発効と規制緩和推進計画により、1995年より3か年計画で実施した国際整合化作業の基本的文書となった。

国際整合化作業を進める上で、どの程度国際規格を採用しているかが重要な問題となるが、これらガイド群には、技術的差異の取扱い上、現実的でない部分もあったので、主にアジア太平洋諸国から改訂の要求がISO及びIECに対してなされた。

そこで、ISO及びIECは、上記ガイド群の改訂を1996年に開始し、1999年にGuide 21:1999を発行させた。

なお、Guide 21は、2005年に次の2部構成に改正された。すなわち、第1部は国際規格作成の、第2部は国際規格以外の出版物を地域又は国家規格に作成するときの、ガイドに分かれた。

◆参考資料

- 1) 工業技術院標準部: JIS (日本工業規格)と国際規格との整合化の手引き, 平成11年7月30日
- 2) ISO/IEC Guide 3 及び ISO/IEC Guide 21

4 ISO及びIEC の対応 ②

ISO/IEC Guide 21:1999の主たる規定内容

- a) 対応の程度
IDT(一致), MOD(修正)及びNEQ(同等でない)の三つ

MODの要件

- ・国際規格と国家規格との間の技術的差異の明確な識別と説明
- ・規格構成の変更は、両規格構成の比較がたやすく行える

- b) 国際規格の採用方法

確認法, 再発行(再印刷, 翻訳, 再起草)

- c) 技術的差異及び構成変更の表示方法

- d) 規格番号の付け方

- e) その他

IDT又はMODの場合, 国際規格を採用していると定義

WTO/TBT 協定と国際標準 16

p.16

◆解説

4.1 ISO/IECの対応(続き)

- a) 対応の程度 例えば, 国際規格の内容の一部が国家規格に含まれていない場合や, 国際規格に含まれていない内容を国家規格が規定している場合などは, 改正前のガイドでは, 全て「同等でない」区分に分類されていた。

しかしながら, 国際規格には, 国家規格として必要なすべての項目が必ずしも過不足なく含まれるわけではないので, 国際規格を国家規格に採用する際, 別途追加項目が必要になるケースや, あるいは, 国際規格の項目の中には国家規格として採用する必要のないケースなどが起こった。

このため, ISO及びIECにおいて, Guide 21をより実態に即した内容とするための改訂作業が行われ, 改正Guide 21では, 「一致(IDT; Identical)」、「修正(MOD; Modified)」及び「同等でない(NEQ; Not Equivalent)」の3種類の区分により「対応の程度」が分類されることとなった。

国際規格と国家規格との間で, 技術的差異がはっきりと識別されかつ説明されている場合で, かつ, 国家規格が国際規格の構成を反映している場合は, 国家規格は国際規格を「修正」していると言える。

なお, 構成変更は, 両規格の内容と構成の比較がたやすく行える場合のみ, 国際規格を「修正」していると言える。

- b) 国際規格の採用方法 確認法, 再発行(再印刷, 翻訳, 再起草)がある。

- c) 技術的差異及び構成変更の表示方法 技術的な変更がある場合及び規格の構成を変更した場合には, 次のような措置が必要である。

- ・編集上の変更及び／又は技術的差異に関して, 地域又は国家規格のまえがき又は序文で説明する。
- ・技術的差異等が発生した理由及びそれらが本文中でどのように示されているかを示す附属書を添付する。
- ・本文中の技術的差異などをはっきりと目立つようにする。

- d) 規格番号の付け方

- e) その他 規格の国際規格に対する対応の程度が, IDT又はMODである場合, 国家規格が国際規格を採用している, と定義している,

◆参考資料

- 1) ISO/IEC Guide 21:1999

4 ISO及びIEC の対応 ③

4.2 適合性評価に係る国際規格・ガイドの制定

4.2.1 CASCO(適合性評価委員会)による適合性評価の推進

- a) 製品, プロセス, 等の適合性評価方法の検討
- b) 製品認証及び試験所等の評価等に関するガイド及び規格の作成
- c) 適合性評価システムに関わる国際規格の適切な使用の促進

4.2.2 CASCO文書例

ISO/IEC Guide 7:1994 「適合性評価に適する規格作成のガイド」

ISO/IEC Guide 60:2004 「適合性評価—適正実施基準」

ISO/IEC Guide 68:2002 「適合性評価結果の承認及び受入のための取決め」

その他

WTO/TBT 協定と国際標準 17

p.17

◆解説

4.2 適合性評価に係る国際規格・ガイドの制定

適合性評価の原則と実施に関する問題は、ISOの中に三つある政策開発委員会の一つであるCASCO(Committee on Conformity Assessment 適合性評価委員会)が取り扱ってきている。

4.2.1 CASCOの業務 CASCOに委任されている業務は、次のとおりである。

- a) 適切な規格又は他の技術仕様に対する製品、プロセス、サービス、マネジメントシステムの適合性評価方法の検討。
- b) 製品、プロセス、サービスの試験、検査、認証の実施並びにマネジメントシステム、試験所、検査機関、認証機関、認定機関の評価及びそれらの運営と、受入れに関する国際ガイド及び国際規格の作成。
- c) 国家及び地域の適合性評価システムの相互的な承認と受入れ、並びに試験、検査、認証、評価、及びそれらに関連する目的のための国際規格の適切な使用の促進。

4.2.2 CASCO文書 適合性評価推進のためのガイドの例を次に示す。

- a) **ISO/IEC Guide 7:** 標準化と適合性評価に関わるものとして、製品の適合性評価に使用するのに適した規格を専門委員会が作成するための指針。
- b) **ISO/IEC Guide 60:** 適合性評価に係る実施基準として、適合性評価の基準文書、機関、システム、スキーム及び結果を含め、適合性評価のすべての要素に対して適正実施に関する原則を規定。
- c) **ISO/IEC Guide 68:** 適合性評価結果の相互承認・受入れに関わるものとして、類似した適合性評価及び関連の活動を行う機関が生み出す結果を承認し受け入れるための取決めの策定、発行及び運営の手引き。

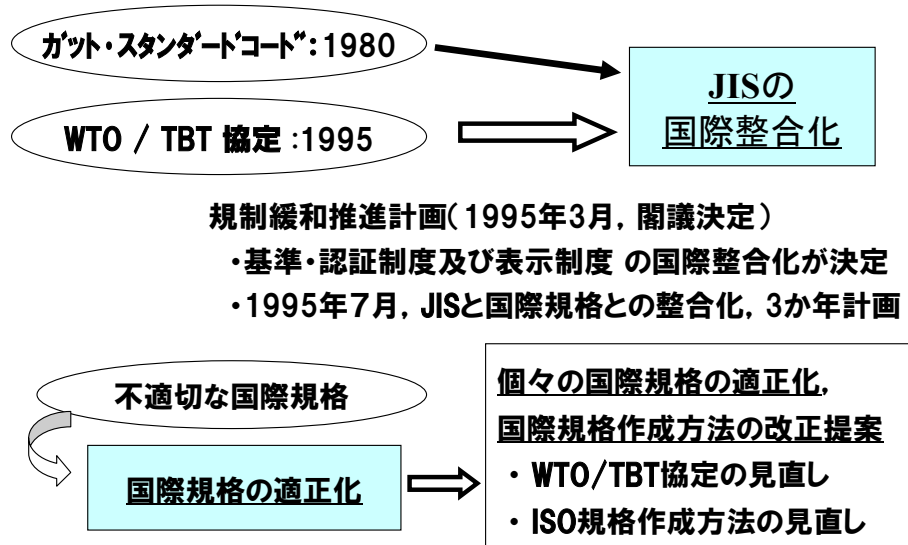
等がある。

◆参考資料

- 1) JISC資料: 適合性評価に係る国際規格・ガイドとその作業プログラム(http://www.jisc.go.jp/acc/iso-casco_documents.htm)

5 我が国の対応 ①

5.1 国際規格への整合化と適正化



WTO/TBT 協定と国際標準 18

p.18

◆解説

5. 我が国の対応

5.1 国際規格への整合化と適性化

我が国の国家規格である日本工業規格(JIS)については、1980年(昭和55年)に定められたGATTスタンダードコードに基づき国際規格への整合化を推進してきたが、1995年(平成7年)1月のWTO/TBT協定の発効に伴い、内外の要望に対処するため、「規制緩和推進計画」(平成7年3月)などにおいて、整合化の早急な実施が決定された。

これを受けて、その時点の約8,000規格のJISの中で、対応国際規格のあるJISのうち、国際規格と整合していない規格を対象とし、1995年度(平成7年度)から3か年計画で整合化作業が実施された。

また、国際整合化を進める過程において、

- ・特定地域のみで利用され我が国をはじめとして国際市場の実態を反映していないもの、
 - ・長期間見直されず現状の技術水準と合わないもの、
 - ・環境上問題のある有害物質を使用することが定められているもの
- など、国際規格が不適切であり、かつ、JISの技術的内容に合理性が認められるものがあることが判明した。

これらについては、わが国は次のような対応を進めてきている。

- ・整合化作業の区切りがついた、1998年度(平成10年度)以降、個々のISO規格及びIEC規格を適正なものに改正するための提案活動の実施
- ・国際規格の定義の明確化などのための、WTO/TBT協定の内容見直し(後述のページ参照)
- ・ISO規格作成に関するルールの見直し

◆参考資料

1) JISCホームページ, 国際規格への整合化(<http://www.iisc.go.jp/jis-act/adjustment.html>)

5 我が国の対応 ②

5.2 適合性評価制度

5.2.1 マネジメントシステム分野

- 品質マネジメントシステム(ISO 9000s)
- 環境マネジメントシステム(ISO 14001)
- 情報セキュリティマネジメント(BS 7799-2に準拠)

5.2.2 試験所認定分野

- ISO/IEC 17025に照らして認定を行う制度
 - JISへの自己適合宣言の支援を目的としたJNLA制度
 - 計量法に基づくJCSS(校正事業者認定制度)

5.2.3 製品認証分野

- 工業標準化法に基づくJISマーク制度, 等

5.2.4 その他

WTO/TBT 協定と国際標準 19

p.19

◆解説

5.2 適合性評価

WTO/TBT協定下では、我が国の適合性評価制度は、関連する国際規格・ガイド(ISO/CASCO規格・ガイド)に基づく制度を構築することが必要である。また、国際的には当該国際規格・ガイドに基づく適合性評価機関の相互承認の動きが進んでおり、国際機関で相互承認締結のための具体的なルールや制度の構築が進んでいる。

我が国でISO/IECの基準を採用した認定制度が導入されてから10年余が経過した。我が国では、認定制度を運営する認定機関が、制度ごとに複数存在するのが特徴である。特に、近年、WTO/TBT協定や規制改革、公益法人改革の動きを受けて、法律に基づく適合性評価制度にISO/IECの基準を採用した認定制度(法律上は登録制度)が相次いで導入されている。

5.2.1 マネジメントシステム分野 品質マネジメントシステム(ISO 9001)や環境マネジメントシステム(ISO 14001)に関する審査登録制度は、世界で最も広く活用されている適合性評価の仕組みである。

5.2.2 試験所認定分野 試験所認定制度(JNLA)は、試験業務を行う機関が適正な実施能力があることを、試験所に求められる要求事項(ISO/IEC 17025: General requirements for the competence of testing and calibration laboratories「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」)に照らして認定を行う制度である。

計量法認定事業者制度(JCSS)は、計量器の校正をする事業所の能力を審査し、お墨付きを与える仕組みである。計量法で決められているが、強制ではなく、認定を欲しい人が申請する。

5.2.3 製品認証分野 製品認証制度は、工業標準化法に基づくJISマーク制度をはじめとする国による制度に加え、民間団体が業界規格などに基づき実施する制度を含めれば極めて多数のものが存在する。

近年は、WTO/TBT協定の要請や規制改革、公益法人改革といった動きを受けて、法律に基づく適合性評価制度にISO/IECの基準を採用した認定制度(法律上は登録制度)が相次いで導入されている。2003年以降、製品安全関係四法(消費生活製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法)、薬事法、工業標準化法において、製品認証機関に対する要求事項としてISO/IEC Guide 65(General requirements for bodies operating product certification systems:「製品認証機関に対する一般要求事項」)が規定された。

5.2.4 その他 要員認証の分野では、財団法人日本適合性認定協会(JAB)が溶接、圧接に関する技術者の要員認定機関の認定制度を1999年より運営しており、2機関が認定を受けている[2005年4月現在]。

◆参考資料

- 1) JISC資料:適合性評価制度専門委員会 報告書(案),平成17年5月23日
(<http://www.iisc.go.jp/feedback/downloadfiles/i50527bi.pdf#search>)

6 WTO/TBT 協定の3年見直し ①

TBT協定は、3年ごとにその実施状況を踏まえた見直し作業を実施することを定めている。

第2回 3年見直しの主たる概要

a) 「国際規格作成プロセスに関する原則」の採択

- ・ 国際規格作成プロセスにおいて、透明性(例:文書の開示)、開放性(例:自由な参加)、公平性(多様な意見の考慮)等を求めていく。
- ・ 国際規格の市場適合性
- ・ 適切でない国際規格に対しての柔軟性提供の確認、等。

WTO/TBT 協定と国際標準 20

p.20

◆解説

6 WTO/TBT協定の3年見直し ①

WTO/TBT協定は、3年ごとにその実施状況を踏まえた見直し作業を行うこととなっている。

a) **国際規格作成プロセスに関する原則** 我が国は、国際規格作成プロセスに対する政府・産業界の懸念[投票数の多い特定地域(欧州)の関心が反映され、世界市場の実態、技術的進展の実態を反映しない規格が国際規格として作成・維持されるケースがあること]を表明していた。

委員会での議論を経て、国際規格については、TBT協定の下での国際規格の概念を明確化、強化するとの観点から、透明性、開放性、公平性、適合性、一貫性、途上国への配慮等の要素を内容とする「国際規格作成プロセスに関する諸原則」が委員会決定として採択された。

第2回3年見直しの主たる概要

我が国等が提案した、国際規格作成プロセスにおける透明性(例:文書の開示)、開放性(例:自由な参加)、公平性(例:多様な意見の考慮)の確保については、各国の広い支持の下、報告書附属書に盛り込まれた。

また、我が国から提案した国際規格の市場適合性(世界市場の実態、技術進展の実態を反映し、市場における競争、技術革新を歪めないこと)については、結果として、国際規格については、

①規制及び市場のニーズ、並びに様々な国における科学及び技術上の進展に、適合的かつ効果的に答えていく必要があること、

②世界市場を歪めるべきでなく、公正な競争に悪影響を及ぼすべきでなく、また、イノベーション及び技術進展客止めるものであってはならないこと、

③他の国又は地域に、ニーズ又は関心がある場合に、特定の国又は地域の特性又は要件を優先したものであってはならないこと、

等という形で、各国の合意が形成され、附属書に盛り込まれた。

さらに、委員会での議論を反映して、適切なプロセスを経ても、適切でない国際規格が作成される場合がありうること。その場合には、TBT協定は、2.4条、5.4条、附属書3のF項において、加盟国に対して柔軟性を提供していることが確認され、報告書本文に盛り込まれた。

◆参考資料

1) 工業技術院 標準部 国際標準課資料, WTO/TBT(貿易に技術的障害に関する)協定「第2回3年レビュー」結果について:標準化ジャーナル Vol.31 2001.2

6 WTO/TBT 協定の3年見直し ②

第2回 3年見直しの主たる概要(続き)

b) 適合性評価

- ・ 国際標準化機関が発行した国際ガイド以外にも、国際制度による reference document の存在を確認。その作成の際にも透明性、開放性、公平性の確保の重要性を規定、等。

c) その他、途上国に対する技術支援、等

WTO/TBT 協定と国際標準 21

p.21

◆解説

6 WTO/TBT協定の3年見直し ①

第2回3年見直しの主たる概要(続き)

b) 適合性評価 適合性評価については、我が国から、適合性評価に関する国際／地域制度(適合性評価機関等の国際／地域的なフォーラム)が作成する文書が、TBT協定上では規范文書には位置付けられていないものの、それらが貿易に与える影響の大きさを踏まえて、国際／地域適合性評価制度による文書の作成の際にも、国際標準化機関が作成する国際規格、ガイド等の策定プロセスと同様に、透明性、開放性、公平性が確保されるべし、との提案を行った。この提案は多くの国の支持を得て、その旨が報告書に規定された。

c) その他、途上国に対する援助等 第2回3年見直しでは、WTOの他の協定に関する議論と同様、協定の実施のための途上国支援が重要を論点となった。TBT協定の実施に必要な具体的支援プログラムをTBT委員会において作成、実施することを求める途上国側と、WTO全体における議論全体との整合性、既存の途上国支援との重複の回避、途上国側の自助努力を重視する先走国側との間で議論が重ねられた。

◆参考資料

1) 工業技術院 標準部 国際標準課資料, WTO/TBT(貿易に技術的障害に関する)協定「第2回3年レビュー」結果について:標準化ジャーナル Vol.31 2001.2

- 1) 保護貿易と第二次世界大戦の反省を踏まえGATTが誕生し、さらに国際貿易を巡る環境変化への対応に伴い、GATTのルールを大幅に拡充させたWTOが設立された。
- 2) 国際貿易において、規格及び適合性評価手続きが、不要な貿易障害を起ささないようにするためにWTO/TBT協定が制定された。
- 3) WTO/TBT協定の制定を受け、国際標準化機関(ISO, IECなど)及び我が国を含め各国の国家標準化機関が、WTO/TBT協定の趣旨に沿った、規格及び適合性評価手続き作りに取り組んできている。

- 1 GATTとは何か。
- 2 WTOとは何か。
- 3 WTO/TBT協定の基本理念は何か。
- 4 TBT協定発効にともない、我が国はどのような対応を取ったか。
- 5 TBT協定発効にともない、ISO及びIECはどのような対応を取ったか。
- 6 TBT協定発効時点で、国際規格にはどのような不具合点があったか。

p.23

演習問題

問題A の回答例

問題 1: GATTとは何か

1948年に発効した、General Agreement on Tariffs and Trade (関税と貿易に関する一般協定)であり、貿易に関する基本的な国際ルールを定めたものである。

問題 2: WTOとは何か

GATT体制強化の要請に応え、ウルグアイ・ラウンドの結果、GATTを拡大発展させる形で新たな貿易ルール(WTO協定)を作るとともに、このルールを運営する国際機関(WTO)を設立することが決定し、1995年1月1日にWTOが設立された。

問題 3: WTO/TBT協定の基本理念は何か

国際貿易において、工業製品等の規格や、その規格の適合性を評価する手続きが、不要な貿易障害を起こさないようにするである。

問題 4: TBT協定発効にともない、我が国はどのような対応を取ったか。

JISの国際規格への整合化作業を平成7～9年の3か年で行うと共に、JISの内容に合理性が認められるものについては、国際規格の適正化のための提案活動を行ってきた。

問題 5: TBT協定発効にともない、ISO及びIECはどのような対応を取ったか。

国際規格への整合化の基礎となるガイド群には、技術的差異の取扱い上、現実的でない部分もあったので、主にアジア太平洋諸国から改訂の要求を受け、ISO及びIECは、このガイド群を1999年に改正し、Guide 21を発行させた。

問題 6: TBT協定発効時点で、国際規格にはどのような不具合点があったか。

投票数の多い特定地域(欧州)の関心が反映され、世界市場の実態、技術的進展の実態を反映しない規格が国際規格として作成・維持されるケースがあった。

- 1 1995年のWTO/TBT協定発効以後、3年ごとに見直しが行われて、本プログラムで説明している第2回見直しで大きな改正が行われた。それ以後の3年見直しでどのようなことが議論されているか。
- 2 現在のTBT協定の内容は、我が国にとって満足すべき内容になっているか。
- 3 上記の問2で、問題があるとすれば、どのような内容か。
- 4 上記の問2で、問題があるとすれば、その是正に向けて、どのような方策をとることが考えられるか。

- 1) 外務省資料(外交政策/WTO基礎データ)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/gatt/i.html>)
- 2) 外務省資料(東京ラウンド交渉と諸協定の受諾状況)
(http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g341/341_c.pdf)
- 3) 経済省資料:外務省資料「2002年版 不公正貿易報告書(資料編, 1.WTO協定の概要)」からの抜粋
(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/wto_kvoteigaiyou.pdf#search)
- 4) 工業技術院標準部国際標準課資料, WTO/TBT(貿易に技術的障害に関する)協定「第2回3年レビュー」結果について:標準化ジャーナル Vol.31 2001.2
- 5) 工業技術院標準部資料:JIS(日本工業規格)と国際規格との整合化の手引き, 平成11年7月30日
- 6) JISC資料(一般・共通/国際協議・協力/TBT協定について),
(<http://www.iisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>)
- 7) JISC資料:国際規格への整合化, (<http://www.iisc.go.jp/jis-act/adjustment.html>)
- 8) JISC資料:適合性評価制度専門委員会 報告書(案)
(<http://www.iisc.go.jp/feedback/downloadfiles/i50527bj.pd#search>)
- 9) ISO/IECガイド:ISO/IEC Guide 3及びISO/IEC Guide 21